

社会福祉法人生きがい十和田

グループホームまちなか

重要事項説明書

(共同生活援助) 重要事項説明書

あなたに対する共同生活援助サービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて当事業所があなたに説明すべき内容は次の通りです。

1 サービスを提供する事業者について

名 称	社会福祉法人 生きがい十和田
所 在 地	青森県十和田市東三番町 1 番 6 号
電 話 番 号	0176-25-5678
代 表 者 氏 名	理事長 山 端 政 博
設 立 年 月	平成 23 年 3 月 15 日

2 サービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事 業 所 の 種 類	指定共同生活援助事業所 指定短期入所事業所（空床利用型）※併設
事 業 所 の 名 称 (事業所の番号)	グループホームまちなか 0220600126
事 業 所 の 所 在 地	青森県十和田市東三番町 1 番 6 号 生きがいプラザ 6 階
連 絡 先	電話番号 0176-27-1456 F A X 0176-24-2794
管 理 者	小屋敷 千瑛
サービス管理責任者	小屋敷 千瑛
サービスの実施地域	十和田市全域及び近隣の市町村
主 たる 対 象 者	身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病対象者
定 員	指定共同生活援助 15 名 指定短期入所 空床利用型（併設） 15 名
開 設 年 月 日	令和 3 年 10 月 1 日

(2) 受託居宅介護サービス事業所

業 務 分 担 の 内 容	外部サービス利用型事業所は、相談その他日常生活上の援助、居宅介護事業所は、入浴、排せつ又は食事の介護等を行う。
事 業 者 名 称 及 び 事 業 所 名 称	社会福祉法人生きがい十和田 ヘルパーステーション生きがい十和田

(3) 事業の目的および運営方針

事業の目的	利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活を行う住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うことを目的とする。
運営方針	関係法令等を遵守し、他の社会資源との連携を図った適切かつきめ細かな共同生活援助サービスを提供する。

3 共同生活住居の構造・設備等について

(1) 住居

構 造	鉄筋コンクリート
敷地面積	1,794.37 m ²
延床面積	481.20 m ²

(2) 設備

設備の種類	部屋数	備考
居室	15室	全室個室、11部屋 13.52 m ² 4部屋 18.90 m ²
食堂兼居間	2室	
洗面所	ユニットバス形式で各居室に1つ設置	
トイレ		
風呂場		
障害者用トイレ	1室	手すりを設置し、スペースも広く確保している
洗濯場	全自動洗濯機を2台配置	

4. サービス提供職員の設置状況・勤務時間

(1) 設置状況

職 種	員数	常勤		常勤換算	備考
		専従	兼務		
管 理 者	1		1	1	
サ ー ビ ス 管 理 責 任 者	1		1	1	
世 話 人	3	1	2	2.5	

支援員	4	1	3	4	
夜勤支援員	3	1	2	3	

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※常勤換算とは・・・

職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間（例：週 40 時間）で除した数です。

(2) 勤務時間

職 種	勤 務 体 系
管 理 者	正規の勤務時間帯 (8:30～17:30)
サ ー ビ ス 管 理 責 任 者	正規の勤務時間帯 (8:30～17:30)
世 話 人 支 援 員	正規の勤務時間帯 (8:30～17:30)
	早番の勤務時間帯 (7:00～16:00)
	遅番の勤務時間帯 (11:00～20:00)
	夜勤の勤務時間帯 (17:00～9:00)
夜間支援従事者	夜勤の勤務時間帯 (17:00～9:00)

5 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(1) 提供するサービスの内容 共同生活援助

サービスの種類	サ ー ビ ス の 内 容
個別支援計画の作成	利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等を記載した個別支援計画を作成します。
食 事 に 関 し て	業者が栄養と利用者の嗜好を考えて、バラエティーに富んだ献立を工夫し、提供します。 (食事時間) 朝食 7時から8時 夕食 18時から19時
健 康 管 理	世話人等により観察、疾病予防、健康管理を行います。緊急時には必要により、主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。また、利用者が外部の医療機関に通院する場合には、その付き添い等について配慮します。
服 薬 管 理	日常生活において服薬を必要とする利用者で、服薬の管理が苦手な利用者には事業所でお薬を管理し、自己管理ができるようにお手伝いをします。

余暇活動の支援	地域への単独外出、買い物等を支援し自主性を育てると共に、余暇活動として地域行事情報を提供し参加を促進します。
緊急時の対応	サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。
日中活動の場等との連絡・調整	日中、生活介護事業や就労支援等他のサービスを利用する場合、また職場に通勤する場合等に、必要に応じてサービス提供事業者や職場等と連絡・調整を行います。
日常生活等に必要な援助	食事、排泄、入浴、着替え、整容等について日常生活に必要な援助を行います。
受託居宅介護事業者に対する必要な指揮命令	管理者は、受託居宅介護サービス事業者に対し、業務に必要な管理および指揮命令を行います。
夜間における支援	夜間において支援を行う者を配置し、就寝準備の確認、寝返りや排泄等の支援を行うとともに、緊急時の対応を行います。
体験利用における支援	契約を希望されている方に、生活上の不安解消等を目的として、正式な契約締結前に「体験利用」として支援を行います。

(2) 提供するサービス内容 短期入所

サービスの種類	サービスの内容
食事に関して	業者が栄養と利用者の嗜好を考えて、バラエティーに富んだ献立を工夫し、提供します。 (食事時間) 朝食 7時から8時 夕食 18時から19時
健康管理	世話人等により観察、疾病予防、健康管理を行います。緊急時には必要により、主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。また、利用者が外部の医療機関に通院する場合には、その付き添い等について配慮します。
服薬管理	日常生活において服薬を必要とする利用者で、服薬の管理が苦手な利用者には事業所でお薬を管理し、自己管理ができるようにお手伝いをします。
余暇活動の支援	地域への単独外出、買い物等を支援し、自主性を育てると共に、余暇活動として地域行事の情報を提供し、参加を促進します。
緊急時の対応	サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連

	絡します。
日中活動の場等との 連 絡 ・ 調 整	日中、生活介護事業や就労支援等他のサービスを利用する場合、また職場に通勤する場合等に、必要に応じてサービス提供事業者や職場等と連絡・調整を行います。
日常生活等に必要な援助	食事、排泄、入浴、着替え、整容等について日常生活に必要な援助を行います。
受託居宅介護事業者に対する 必要な指揮命令	管理者は、受託居宅介護サービス事業者に対し、業務に必要な管理および指揮命令を行います。
夜間における支援	夜間において支援を行う者を配置し、就寝準備の確認、寝返りや排泄等の支援を行うとともに、緊急時の対応を行います。

6 その他の費用について

内 容	料 金
家 賃	部屋大 42,000 円 通常 30,000 円
光 熱 水 費 ※居室分のほか、共用分を含みます。	月額 15,000 円
食 材 料 費	月額 36,000 円
リ ネ ン 費	月額 5,000 円
その他日常生活において必要となるもの	実費相当額

7 利用料金

(1) 提供するサービスの利用者負担額について

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。

利用者は、原則利用料の 1 割負担となっています。所得に応じて利用者負担上限額が決まっており、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

(2) サービス利用の取り消し料金

利用者が外出等、本人の希望し食事を摂らない場合は、利用予定日の 1 週間前の午前中までに当事業所までお申し出てください。

サービス利用日の 1 週間前までに申し出のない場合は、キャンセル料を頂きます。

キャンセル料（食費実費相当額）1 食あたり	朝 400 円、昼 450 円、夕 350 円
-----------------------	-------------------------

(3) 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の 10 日までに利用月分
--

の請求書をお届けします。サービス提供の記録と内容を照合のうえ、請求月の 20 日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。

(ア)現金支払い

(イ)利用者指定口座からの自動振替

(ウ)事業者指定口座への振り込み

お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。また、介護給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。

※ 利用料、その他の費用の支払いについて、2 カ月以上遅延した場合、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

8 利用者の記録及び情報の管理等

(1) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。記録及び情報については契約の終了後 5 年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、午前 10：00～午後 4：00 です。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を致します。

(3) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について、事業所及びその職員は、利用者及びその関係者に関する業務上知り得た秘密を、正当な理由なくして第三者に漏らしません。

(4) 個人情報の保護について、障害福祉サービスおよび医療機関について、市町村、障害福祉サービス提供事業者及び医療機関に対して利用者及びその扶養者の同意のもと情報を提供することがあります。

9 サービスの提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 個別支援計画の作成

確認した支給決定内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら「個別支援計画」を作成します。作成した「個別支援計画」については、案の段階で利用者又は家族に内容を説

明し、利用者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いします。

(3) 個別支援計画の変更等

「個別支援計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

10 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	障害サービス 主任 坂本 真知子
身体拘束の禁止に関する責任者	障害サービス 所長 野月 圭輔

② 成年後見制度の利用を支援します。

③ 苦情解決体制を整備しています。

④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

11 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

12 要望・苦情申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 事業所への要望・苦情相談受付窓口

提供した指定共同生活援助に係る利用者及びその家族からの要望及び苦情を受け付けるための窓口を設置しています。

事業者の窓口	窓口担当者	障害サービス所長 野月 圭輔
	苦情解決責任者	障害サービス所長 野月 圭輔
	受付日	月曜日から金曜日。ただし、8月13日から8月16日、12月29日から1月3日までを除く。
	受付時間	午前10時から午後15時まで
	電話番号	0176-27-1456
	FAX番号	0176-24-2794

(2) 行政機関その他苦情受付機関

本事業所では解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関または青森県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

市町村の窓口	所在地 十和田市西十二番町 6-1 受付担当課 生活福祉課 福祉係 電話番号 0176-51-6718 F A X 番 0176-22-7599
青森県福祉 サービス運営 適正化委員会	・所在地 青森市中央三丁目 20-30 県民福祉プラザ 2 階 ・電話番号 017-731-3039 ・F A X 番号 017-731-3098

13 協力医療機関

当事業所は下記の医療機関と協力し、利用者の病状の急変等に備えています。

医 療 機 関 の 名 称	十和田第一病院
所 在 地	青森県十和田市東三番町 10-70
電 話 番 号	0176-22-5511
診 療 科	内科/外科/整形外科/泌尿器科/耳鼻咽喉科/リハビリテーション科 /皮膚科

上記の他、各専門医に協力依頼しております。

14 事故発生時の対応方法について

利用者に対する共同生活援助の提供により事故が発生した場合は、県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

市	市 町 村 名	十和田市
町	担 当 部 ・ 課 名	健康福祉部 生活福祉課 福祉係
村	電 話 番 号	0176-51-6718

15 非常災害時の対策

平時の訓練	火災・水害（津波）・地震避難訓練・原発事故訓練・不審者対策をそれぞれ訓練しています。利用者も参加して実施します。
防災設備	・自動火災報知機 : 有 ・ガス漏れ報知機 : 有 ・消火器 : 有 ・防火管理者 : 有
保険加入	障害福祉事業における事故に備えて任意保険に加入しています。 加入保険会社名 : 三井住友海上火災保険 加 入 保 険 名 : 福祉事業者総合賠償責任保険

16 事業所ご利用の際にご留意いただく事項

面 会	面会時間については、午前9：00～午後5：00までの時間をお願いします。面会の際には届け出用紙にご記入をお願いします。防犯上夜間については、施錠しております。急用の場合は、ご連絡ください。 ※感染症対策の為、面会をお断りする場合がありますので事前に連絡をお願いします。
設備・器具の利用	設備、備品の利用に当たっては、損傷や汚染等に十分にご注意ください。尚、著しく破損又は汚染した場合には、修理代又はクリーニング代等の実費を申し受ける場合があります。
外出・外泊	外出や外泊を希望される場合には、事前に届出用紙にご記入の上お申し出ください。無断外出、外泊先での事故、トラブル等については当事業所では責任を負わないものとします。また、時間を過ぎても事業所へ戻れない場合などは、一度事業所へ連絡をお願いします。連絡もなく、戻らない場合には、家族、関係機関への連絡をすることになります。
居室等の利用	居室内は基本的には利用者の管理にお任せしますが、衛生管理上問題がある場合など、職員が立ち入らせていただく場合があります。又、宿泊に関しては利用者ご本人のみとさせていただきます。
貴重品等の管理	・金銭及び貴重品の持ち込みは、なるべくご遠慮ください。持ち込んだ場合、盗難や紛失が発生しても当事業所ではその責任を一切負いません。 ・やむを得ない事由による場合は、所定の手続きを経た上、事務室でお預かりいたします。
飲酒・喫煙	事業所内での飲酒、喫煙は禁止させていただきます。
宗教活動・政治活動・営利活動	宗教活動については、信仰の自由を妨げるものではありませんが、他の利用者の迷惑にならない範囲とさせていただきます。
ペット等	ペット等の持ち込みは、原則として禁止いたします。
持ち込み	食べ物の持ち込みについては、職員への相談、声掛けをお願いします。当事業所で出された食べ物以外の事故、トラブルについての責任は負いません。
他者への配慮	共同生活の場のため、周りの方への配慮をお願いします。テレビやオーディオ等の音量は、他の方のご迷惑にならないように、音量を低くする、イヤホンを使う等の対応をお願いします。

暴言・暴力	他利用者や、職員への暴言・暴力のある場合には、家族への相談、通院等の対応をお願いすることがあります。トラブル等が起こる場合にはご利用の停止があります。
ルームキーについて	紛失等が内容に十分注意してください。無断での複製はご遠慮願います。外出する際には鍵を職員に預けるようにお願いします。鍵をなくした場合、再発行にはお時間を頂きます。再発行の料金を3000円いただきます。
掲示物	掲示物は指定の場所以外に貼らないでください。画鋲のあと、日焼けの状態によっては別途、修繕費を頂きます。

※留意いただく事項を守れない利用者は事業所内で会議、検討の上、ご利用の停止をする場合がありますのでよろしくお願いいたします。

令和 年 月 日

指定障害者福祉サービス共同生活援助の提供及び利用の開始に際し、本書面に基
き重要事項の説明を行いました。

事業所所在地：青森県十和田市東三番町1番6号

事業 者 名： 社会福祉法人生きがいの和田

事業所名： グループホームまちなか

代表者氏名： 理事長 山端 政博 印

説明者氏名： サービス管理責任者 小屋敷 千瑛 印

私は、本書面に基ついて事業者から指定障害福祉サービス共同生活援助の提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者 住所

氏名 _____ 印 _____

身元引受人 住所

氏名 _____ 印 _____

続柄 ()